

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公表番号】特表2011-515391(P2011-515391A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-500740(P2011-500740)

【国際特許分類】

A 61 K 38/44 (2006.01)

A 61 P 31/16 (2006.01)

A 61 K 38/46 (2006.01)

A 61 K 9/08 (2006.01)

A 61 K 9/12 (2006.01)

【F I】

A 61 K 37/50

A 61 P 31/16

A 61 K 37/54

A 61 K 9/08

A 61 K 9/12

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月14日(2012.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ライノウイルスにより引き起こされる疾患の治療および／または予防用の医薬であって、過酸化水素産生酵素を含むことを特徴とする医薬。

【請求項2】

過酸化水素産生酵素が、グルコースオキシダーゼ、キシリトールオキシダーゼ、マンニトールオキシダーゼ、乳酸オキシダーゼ、ガラクトースオキシダーゼおよびグリセロールオキシダーゼからなる群から選択されることを特徴とする、請求項1記載の医薬。

【請求項3】

過酸化水素産生酵素が、アミログルコシダーゼと併用するグルコースオキシダーゼであることを特徴とする、請求項1記載の医薬。

【請求項4】

疾患が普通感冒であることを特徴とする、請求項1～3いずれか1項記載の医薬。

【請求項5】

過酸化水素産生酵素がリングル液に処方されることを特徴とする、請求項1～4いずれか1項記載の医薬。

【請求項6】

水溶性であることを特徴とする、前記請求項いずれか1項記載の医薬。

【請求項7】

鼻腔用スプレーとして処方することを特徴とする、前記請求項いずれか1項記載の医薬。

【請求項8】

点鼻薬として処方することを特徴とする、請求項1～6いずれか1項記載の医薬。

【請求項9】

さらに酵素基質を含むことを特徴とする、前記請求項いずれか1項記載の医薬。

【請求項10】

請求項1～9いずれか1項記載の医薬の製造における、過酸化水素産生酵素の使用。

【請求項11】

過酸化水素産生酵素が、グルコースオキシダーゼ、キシリトールオキシダーゼ、マンニトールオキシダーゼ、乳酸オキシダーゼ、ガラクトースオキシダーゼおよびグリセロールオキシダーゼからなる群から選択される請求項10記載の使用。

【請求項12】

過酸化水素産生酵素が、アミログルコシダーゼと併用されるグルコースオキシダーゼである、請求項10記載の使用。

【請求項13】

請求項1～9いずれか1項記載の医薬において用いるための過酸化水素産生酵素。

【請求項14】

グルコースオキシダーゼ、キシリトールオキシダーゼ、マンニトールオキシダーゼ、乳酸オキシダーゼ、ガラクトースオキシダーゼおよびグリセロールオキシダーゼからなる群から選択される、請求項13記載の過酸化水素産生酵素。